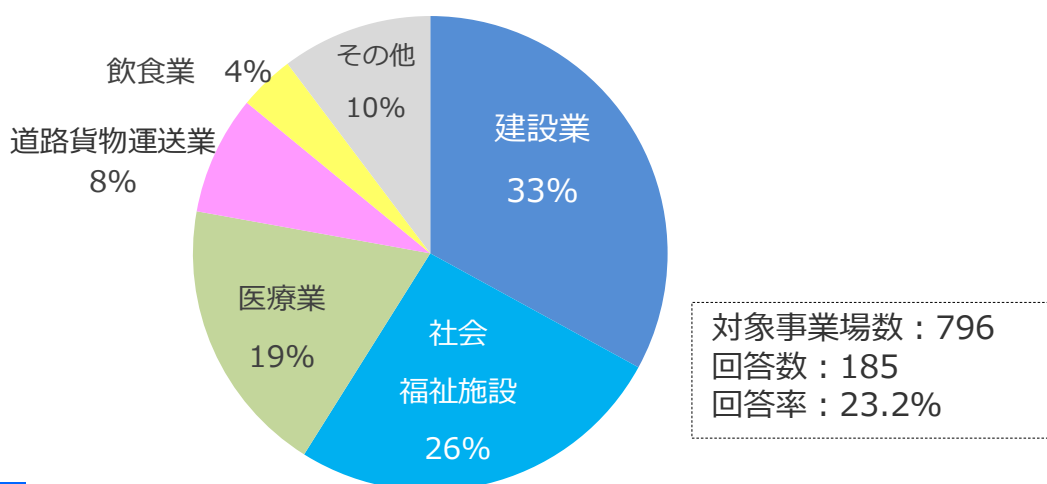


# 職場のメンタルヘルス対策に関する 自主点検結果を取りまとめました

山口労働局では、令和6年8月30日から令和6年10月31日まで、メンタルヘルス対策への取組が遅れている小規模事業場に対して、メンタルヘルス対策の周知啓発を行うとともに、取組状況の実態を把握するため、職場のメンタルヘルス対策に関する自主点検を実施しました。

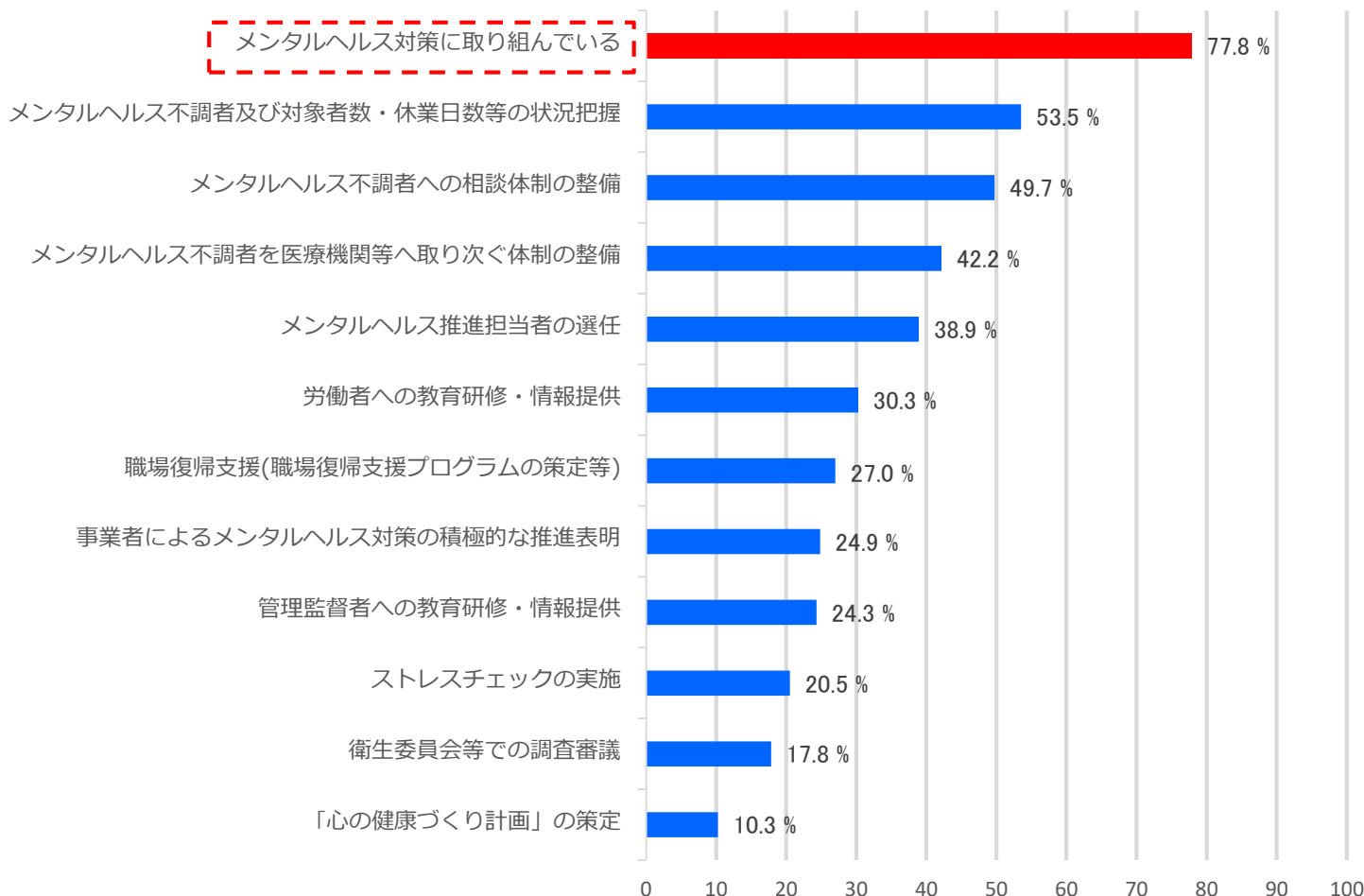
自主点検の対象は、精神障害に関する事案の労災補償支給決定件数の多い業種（社会福祉施設、医療業、建設業、道路貨物運送業、飲食業）における小規模事業場（労働者数：10～29人）としました。

回答事業場 業種別内訳



## 自主点検結果

### メンタルヘルス対策の取組状況



## 自主点検結果のまとめ

- ① **メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場**(いずれかの項目の実施状況について「はい」を選択した事業場) は、**77.8%**であった。
- ② **メンタルヘルス不調者等の状況把握**は、**半数以上の事業場で実施**していた。
- ③ **メンタルヘルス不調者への相談体制の整備**は、**約半数の事業場で整備**されていた。
- ④ **事業者によるメンタルヘルス対策の積極的な推進表明**は、**約4分の1の事業者が実施**していた。
- ⑤ **ストレスチェックを実施**している事業場は**約2割**と低調であった。

※業種別の実施状況等、自主点検実施結果の詳細はこちらから確認することができます。



## メンタルヘルス対策の取組

- ・ 相談体制の整備については個人情報保護に十分留意しつつ、労働者、管理監督者、家族等からの相談に対して適切に対応できる体制を整備するとともに、これらにより把握した情報を基に、労働者に対して必要な配慮を行うこと、必要に応じて産業医や事業場外の医療機関に対応をつないでいくことができるネットワークを整備するよう努めてください。
- ・ 労働者数が常時50人以上の事業場は、年1回、ストレスチェックを実施する義務があります。労働者数が常時50人未満の事業場は、ストレスチェックを実施する義務はありませんが、ストレスチェックの主な目的は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止であることから、ストレスチェック制度を導入することにより、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めてください。

## メンタルヘルス対策の推進支援

メンタルヘルス対策に取り組む上で、次のものを活用することができます。

- ・ 「こころの耳」働く人のメンタルヘルスポータルサイト

「ストレス」や「疲労蓄積度」のセルフチェックが5分でできます。職場のメンタルヘルスに関する様々なテーマについて短時間で学べる「5分研修」もあります。



「こころの耳」  
HPのリンク

- ・ 山口産業保健総合支援センター（通称「さんぽセンター」）

さんぽセンターでは、メンタルヘルス対策支援として、専門スタッフ（メンタルヘルス対策促進員）が職場を訪問し、メンタルヘルス対策の導入について「何からどのように取り組むか」等具体的なアドバイスをします。また、管理監督者や若者労働者向けの出張セミナーも実施しています。



さんぽセンター  
HPのリンク

